

第23章 金融に関するその他の国際的フォーラム

マクロ経済に対する金融セクターの安全性の重要性が増していること等から、前章に述べた規制監督当局により構成される国際的フォーラム以外においても金融に関する検討が活発化している。また、WTO等の場における金融サービス貿易の自由化交渉も本格化してきている。金融庁は、我が国の立場を反映させるとともに、国際的な金融システムの安定化及び金融サービス貿易の自由化等に資するため、こうしたフォーラムに積極的に参加している。

第1節 金融安定化フォーラム（FSF）

I 概要

金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）は、1997年に発生したアジア通貨危機等の際、一国における金融危機が容易に各国に「伝染」（contagion）した経験を背景に、1999年2月のG7（先進7ヶ国財務大臣・中央銀行総裁会議）での決定に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から設立されたもので、現在はドラギ伊中銀総裁が議長を務めている。FSFは、①金融の安定に責任を有する各国の財務省、中銀、金融監督当局及び国際機関、基準設定機関の間の情報交換を促進し、②金融市場の監督・サーベイランスに関する国際協力を強化することによって国際金融をさらに安定させることを目的に、国際金融システムの脆弱性やヘッジファンド等について議論を行ってきている。具体的には、G7の財務大臣・中央銀行総裁・金融監督機関の長の代理レベル、香港、シンガポール、豪、蘭及びスイスからの代表者、IMF、世銀、国際金融監督機関（バーゼル委員会、IOSCO及びIAIS）等が参加している（我が国からは、金融庁、財務省及び日本銀行がメンバーとして参加）。

II 活動状況

原則年2回総会を開催しており、2000年にはヘッジファンド等の高レバレッジ機関、資本移動、オフショア金融センターについて報告書をまとめている。2006事務年度においては、第16回会合（2006年9月6日、於パリ）及び第17回（2007年3月29日）を開催し、主に国際金融システムの状況、基準設定プロセスのあり方、規制の過重負担等について議論を行ったほか、会計基準、ヘッジファンド、再保険、オフショア金融センター等他のフォーラム等で進行中の作業についても議論を行った。

また、2006事務年度においては、G7財務大臣・中央銀行総裁会合における議論の高まりを受け、FSFが2000年に公表した、高レバレッジ機関に関するレポートの更新を行い、2007年5月に公表した。

第2節 国際通貨基金（IMF）

I 概要

国際通貨基金（IMF：International Monetary Fund）は1944年7月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印されたIMF協定に基づき、1946年3月に設立された国際機関である。その目的は、①通貨に関する国際協力を促進すること、②為替の安定を促進すること、③加盟国の国際収支不均衡を是正させるため基金の一般資金を一時的に加盟国に利用させること等である。本部所在地は、ワシントンDC、専務理事はデ・ラト前スペイン第一副首相兼経済大臣である。最高意思決定機関は総務会（全加盟国の大臣級からなる）であり、原則として年1回総会を開催するが、通常業務については、我が国任命理事を含め、24名の理事からなる理事会が意思決定機関となっている。

II 活動状況

下記の4条協議を通じ、我が国を含む加盟国の経済・金融情勢につき分析・協議を行っている。2000年から2003年頃にかけては我が国金融システムの情勢につき関心が高まり、加盟国の金融システムを評価する金融セクター評価プログラム（FSAP：Financial Sector Assessment Program）も実施され、踏み込んだ議論がなされたが、不良債権問題が正常化してきた現在では、金融政策や財政の持続可能性等に焦点が当たっている一方で、IMFによる我が国金融セクターについての議論はむしろ少なくなっている。

1. IMF 4条協議

IMFはIMF協定第4条に基づき、年1回加盟国に対して、調査専門スタッフを中心とするミッションを派遣した上で、当該国の経済状態、経済・為替政策等に関する報告書を作成し、理事会で討議を行っている。我が国の協議については、通常毎年夏に理事会が開催され、その結果がPIN（Public Information Notice）として発表されるとともに、理事会で検討された4条協議報告書が公表される。当庁は、IMFに対し、我が国の4条協議報告書の作成作業の一環として、当庁の業務・施策、我が国の金融セクターの状況等について説明・議論を行い、我が国金融セクターの状況・課題等につき適切な理解を得るよう努めている。

2. その他IMFの刊行物（WEO、GFSR等）

通常年2回刊行される「世界経済見通し（WEO：World Economic Outlook）」及び「国際金融安定性報告書」（GFSR：Global Financial Stability Report）においても、金融システムに関する記述がなされている。近年は、グローバルな金融市場動向や金融市場の発達に伴う課題等の記述が多い。

第3節 経済協力開発機構（OECD）

I 概要

米国による戦後の欧州復興支援策であるマーシャルプランの受入機関として設立された欧州経済協力機構（OECE : Organization for European Economic Co-operation）が、欧州と北米が対等のパートナーとして自由主義経済の発展のために協力を行う機構として発展的に改組され、経済協力開発機構（OECD : Organization for Economic Co-operation and Development）が1961年に設立された。（事務総長：グリア（2006年～））。その目的は、①経済成長、②開発、③貿易の成長・拡大への貢献であり、現在、日本（1964年加盟）を含む30カ国が加盟している。

OECDでは、多岐にわたる活動を行っており、金融庁は関係する諸委員会において、会議への出席等積極的に貢献している。

II 活動状況

① 閣僚理事会

OECDの年間の活動報告がなされるとともに、次年度の活動について討議される。通例、外務大臣、経済産業大臣、経済財政担当大臣が出席。

② 経済開発検討委員会（EDRC : Economic and Development Review Committee）

OECD加盟各国等の経済情勢、構造調整問題、経済政策全般について、定期的に国別相互審査と、望ましい政策勧告を行っている。審査は、加盟30ヶ国及び重要な非加盟国（ロシア等）について、1年半～2年に1回程度行われており、金融セクターについての分析も含まれる。我が国については、直近では2006年6月に対日審査会合が開催され、その結果が「対日審査報告書」として2006年7月に公表された。

③ 経済政策委員会（EPC : Economic Policy Committee）

OECD事務局の責任において、加盟各国の経済情勢を評価したうえで、経済見通し（OECDエコノミック・アウトルック）を検討・公表するとともに、必要な経済政策の勧告を行っている（年2回）。

④ その他

保険委員会、コーポレート・ガバナンス・ステアリンググループ、金融資本市場委員会（CMF : Committee on Financial Markets）等があり、それぞれ分析や情報交換が行われている。

第4節 世界貿易機関（WTO）

I 概要

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）は1995年に設立された国際機関であり、貿易ルールの決定、貿易に関する国際紛争の解決を目的とする。事務局はジュネーブにあり、150か国が加盟している（2007年1月時点）。最高意思決定機関たる閣僚会議は少なくとも2年に1回開催されるが、通常は、全加盟国の代表により構成される一般理事会が任務を遂行している。金融を含むサービス分野に関するルールは、WTO設立協定の不可分の一部であるGATS（General Agreement on Trade in Services）に規定されている。

II 活動状況（金融サービス分野）

1. 経緯

2000年2月に開始されたサービス分野の自由化交渉において、各国は自由化リクエストを交換し、オファーの改善を求めて二国間交渉を行ってきた。

2005年12月に開催された第6回閣僚会議（於：香港）において、従来の交渉に明確な方向性を与えるために、二国間交渉に加えて、サービスの各分野（金融含む）において「プルリ交渉」の開始が合意された。交渉は2006年7月に一旦中断したが、2007年1月に再開し、現在交渉が続けられている。

（参考）プルリ交渉

特定の国に対し、複数の国が共同で分野別の自由化リクエストを提出し、複数国間（リクエスト側及び被リクエスト側）で自由化交渉を行う交渉。

2. 最近の活動状況

① 金融サービス交渉の構図

主に四極（日、米、加、EU）の間で自由化交渉が行われていたウルグアイ・ラウンドとは異なり、今次ラウンドでは、四極を中心とした自由化推進派が新興市場国（中国、インド、ブラジル、ASEAN等）に対して、金融サービス自由化を促す構図となっている。

② リクエスト・オファー交渉

我が国は、業界団体の要望事項等を踏まえて作成された初期リクエスト（2002年6月）、改訂リクエスト（2005年2月）に基づいて、各国と二国間交渉を行ってきた。リクエストの主な内容は外資規制等の市場参入制限や内外差別的な規制の改善を求めるものである。また、各国からのリクエストや二国間協議での議論を踏まえ、我が国は、初期オファー（2003年3月）、改訂オファー（2005年6月）を提出した。

③ 共同リクエストの提出と金融プルリ交渉

2005年12月の閣僚会議で合意されたプルリ交渉のベースとして、自由化推進派の国（日、米、EU、加、豪、ノルウェー等）が主要な新興市場国（中国、インド、ブラジル、ASEAN等）に対し、金融分野におけるリクエストを2006年2月末に共同で提出した（我が国の従来のリクエストの内容に概ね沿ったもの）。

2006年から現在まで3回金融プルリ会合が開催され、我が国を含めたリクエスト側からの共同リクエストに関する説明に加えて、各国からオファーの自己評価やオファー改善の可能性につき発言が行われた。また、我が国は金融プルリ会合の前後に引き続き二国間交渉を行った。上記プルリ会合では、参加国が一同に会してオファー改善に関する方針を互いに説明してきており、オファーの出し惜しみやフリーライドを防ぐ効果が期待されている。

④ ドーハ・ラウンド交渉の中断と再開

2006年7月に交渉が中断した後、調整が続けられ、2007年1月に交渉再開が合意された。2007年1月に二国間協議、4月に金融プルリ交渉及び二国間協議を行った。我が国としては、このような場において自由化推進派と協力しつつ、新興市場国に対してオファーの実質的改善を引き続き求めていく予定である。

第5節 経済連携協定（EPA）

I 概要

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間あるいは地域間での国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は、主に世界貿易機関（WTO）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間あるいは地域間での貿易自由化交渉に取り組んでいる。

我が国は、既にシンガポール（2002年11月発効、その後2007年3月改正）、メキシコ（2005年4月発効）、マレーシア（2006年7月発効）、フィリピン（2006年9月署名）、チリ（2007年3月署名）、タイ（2007年4月署名）及びブルネイ（2007年6月署名）との間でEPAを締結し、現在、インドネシア、ASEAN、湾岸協力理事会（GCC）諸国、インド、オーストラリア及びスイス等との間でEPA交渉を行っている。（資料23-5-1参照）

II 活動状況

当庁は、アジア諸国の重要性や我が国市場との緊密性をふまえ、金融サービス自由化交渉に積極的に取り組んできた。自由化交渉においては、金融機関の海外進出や更なる業務展開のための環境を改善することを目指し、外国資本の出資比率制限、新規免許発給制限等、金融機関が他国へ進出する際の規制の撤廃あるいは緩和を求め、金融セクターの自由化を促した。また、規制の内容や運用の不透明性は、金融機関のビジネスを萎縮させる効果があるため、相手国金融規制当局との間で、透明性の向上についても積極的に議論を行ってきた。

さらに、相互に進出している金融機関の監督や両国・地域の金融市場の発展に向けた関係の強化を目指し、金融当局の協力や対話の枠組みを設定することにも積極的に取り組んできた。これまで金融規制当局間の関係が確立されていなかった相手国との間で、EPA発効後も対話を継続する枠組みを設けたことは重要な成果であり、幹部職員や中堅職員など様々なレベルを通じてコミュニケーションを深め、規制監督当局間の連携を強化してきている。（具体的には、シンガポール、マレーシア、フィリピン及びタイとのEPAの下で金融当局間で対話を行う枠組みを設けてきている。）

第6節 金融活動作業部会（FATF）

I 概要

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force on Money Laundering）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989年7月のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年9月の米国同時多発テロ事件以降は、G7財務大臣声明を受けてテロ資金対策にも取り組んでいる。

メンバーは、OECD加盟国を中心に、現在31カ国・地域及び2国際機関が参加（参加国詳細については下記参照）。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。現在は、2004年5月の閣僚会合での合意により、2012年までの活動期間延長が決定している。

参加国・地域及び国際機関(2007年6月30日現在)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港・中国、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、欧州委員会(EC)、湾岸協力理事会(GCC)

FATFの主な役割は、

- ① マネー・ローンダリング及びテロ資金対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
 - ② FATF参加国におけるFATF勧告の遵守状況の監視
 - ③ 汎世界的なマネー・ローンダリング及びテロ資金対策の拡大
 - ④ FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
 - ⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究
- である。

当庁は各種会合に参加し、FATFとしての意思決定に寄与するとともに、NCCT（II 活動状況 2. 参照）のアジア・太平洋地域レビューグループの議長を務め、マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域の取組の是正状況の監視や、同地域のレポートとりまとめ作業等に積極的に参画してきた。

なお、FATF勧告の実施に関連し、2007年3月に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が成立し、2007年4月にFIUが国家公安委員会に移管されたが、今後も、当庁は金融監督当局として、積極的な参画を行っていく。

II 活動状況

1. 40の勧告

「40の勧告」は、刑事司法制度、金融機関への規制、国際協力等にわたる資金洗浄

対策の基本的枠組みである。F A T F参加国はその遵守を担保するため、参加国同士が相互審査等を実施している。また、I M F/世銀、F A T F型地域機関においてもマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際的基準として認められている。

「40の勧告」は1990年に策定され、1996年に見直し作業が行われ、マネー・ローンダリングの前提犯罪の拡大等が盛り込まれた。その後、マネー・ローンダリングの方法や技術が変化し、その対策を向上させるため、新たな見直し作業が2001年から開始された。そして、各国の民間部門等の協力も得て、2003年6月の全体会合で新たな「40の勧告」（資料23-6-1参照）が採択、発表された。

新たに盛り込まれた主な点は以下のとおりである。

- ① 資金洗浄罪に含まれるべき犯罪リストの作成
- ② 金融機関が行う本人確認等顧客管理（Customer Due Diligence）のプロセスの改善
- ③ コルレス銀行業務・外国の政府高官等を含むリスクの高い顧客や取引に関する措置の強化
- ④ 非金融業者・職業専門家（カジノ、不動産業者、貴金属・宝石商、会計士、弁護士等）への資金洗浄対策の適用
- ⑤ 国際協力に関する措置の導入
- ⑥ 会社等の法人及び法的取極めの真の所有者に関する情報に適切かつ適時にアクセス可能とすることによる透明性の向上
- ⑦ 資金洗浄対策のテロ資金対策への適用
- ⑧ シェルバンク（物理的実体のないオフショア銀行）の禁止

2. マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域の特定

F A T Fは、国際的なマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域（N C C T : Non Cooperative Countries and Territories）として、2000年、2001年の2回にわたって、合計23の国・地域を特定してリスト化し、公表した。

また、F A T Fは、2000年2月以降、地域別に4つのレビューグループを設置し（アメリカ、アジア・太平洋、ヨーロッパ、アフリカ・中東）、各地域内の「非協力国・地域」におけるマネー・ローンダリング対策の進捗状況等の監視を行ってきた。当庁は、アジア・太平洋地域レビューグループ発足時から同グループ議長を務め、同地域内の「非協力国・地域」への助言を行うなど、そのリストからの除外に主導的役割を果たしてきた。

2006年10月には、所要のマネー・ローンダリング対策が講じられたとして、全ての国・地域がリストから除外された。

3. テロ資金対策

F A T Fは、2001年10月のG 7財務大臣・中央銀行総裁会議声明を受けて、特別会合を同月に開催し、「テロ資金供与に関する特別勧告」を採択、発表した。F A T F参加国は特別勧告の完全実施に努めている。また、2004年10月の全体会合におい

て、「キャッシュ・クーリエ（現金運搬人）」に関する特別勧告が追加された。
特別勧告の内容については下記のとおり。

- I 国連諸文書（テロ資金供与防止条約、国連決議等）の批准または履行
- II テロ資金供与及び関連する資金洗浄の犯罪化
- III テロリストの資産の凍結及び没収
- IV テロリズムに関係する疑わしい取引の届出
- V 国際協力
- VI 代替送金システムに対する免許制又は登録制
- VII 電信送金に係る送金人情報の付記義務
- VIII 非営利団体への監視の強化
- IX キャッシュ・クーリエ（現金運搬人）

なお、参加国間で整合性のある実施が確保されるよう、勧告II、III、VI、VII、VIII、IXについては、Interpretative Note（解釈ノート：特定の勧告の適用を明確にするため作成されたもの）が策定され、また、勧告III、VI、VIII、IXについては、参加国・地域における勧告の実施を奨励するための指針であるBest Practice Paperが策定された。

第7節 アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）

I 概要

アジア太平洋地域のFATF非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策を促進するために、1997年2月にシンポジウム（バンコク）で設立されたフォーラムである。日本を含む34カ国・地域が参加している（参加国詳細については下記参照）。同地域には、FIUを有していない国も多いため、これらの国におけるFIU設置を支援していくことも今後の課題である。

II 活動状況

1. 主な活動内容

- ① アジア太平洋地域におけるFATF勧告（40の勧告及びテロ資金特別勧告）の実施の懲憑及び促進
- ② 域内諸国・地域におけるマネー・ローンダリング防止に関する法律の立法化の促進
- ③ 参加国のマネー・ローンダリング対策の実施状況の相互審査
- ④ 域内におけるマネー・ローンダリングの手法の評価及び技術支援
- ⑤ マネー・ローンダリングに対処するための域内の共同イニシアチブ促進に関するFATFとの連絡調整

参加国・地域(2007年6月30日現在)

オーストラリア連邦、バングラデシュ人民共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、台湾、クック諸島、フィジー諸島共和国、香港、インド、インドネシア共和国、日本、大韓民国、マカオ、マレーシア、マーシャル諸島共和国、モンゴル国、ミャンマー連邦、ネパール王国、ニュージーランド、ニウエ、パキスタン・イスラム共和国、パラオ共和国、フィリピン共和国、サモア独立国、シンガポール共和国、スリランカ民主社会主義共和国、タイ王国、トンガ王国、アメリカ合衆国、バヌアツ共和国、アフガニスタン・イスラム共和国、カナダ、ベトナム社会主義共和国、ソロモン諸島

2. 主要会議

(1) 年次会合

「総会」に相当し、1998年3月に東京で第1回年次会合が開催され、以後、毎年1回開催され、活動方針の策定、新規加盟の承認、相互審査の結果承認等の重要事項の決定が行われている。

近年の開催地

第1回	1998年 (平10)	3月	東京
第2回	1999年 (平11)	8月	マニラ
第3回	2000年 (平12)	5月	シドニー
第4回	2001年 (平13)	5月	クアラルンプール
第5回	2002年 (平14)	6月	ブリスベーン
第6回	2003年 (平15)	9月	マカオ
第7回	2004年 (平16)	6月	ソウル
第8回	2005年 (平17)	7月	ケアンズ
第9回	2006年 (平18)	7月	マニラ

(2) タイポロジー会合

マネー・ローンダリングの手口、傾向等について専門的な分析、情報交換を行う会議であり、通常年1回開催されている。1999年3月にその第1回会合が日本で開催された。2006年10月にインドネシアにおいて開催された会合では、カジノ、森林の不法伐採及び不動産業に関するマネー・ローンダリング対策について意見交換が行われた。

第8節 エグモント・グループ

I 概要

各国のF I Uの交流、情報交換の促進等を目的とした非公式なフォーラムである。1995年4月に、欧州主要国及び米国のF I Uを中心的なメンバーとして発足した。その際の会合の開催地（ベルギーのエグモント宮殿）にちなんで、エグモント・グループと称している。

グループとしての意思決定は、唯一の意思決定機関であるHeads of FIU Meeting（全加盟F I Uの長が構成する組織）における全会一致をもって行われ、加盟F I Uの中から互選されたF I Uが2年ごとに持ち回りでグループの庶務（会合開催時の諸連絡等）を担当している。

我が国のF I Uであった当庁旧特定金融情報室は、2000年5月以降メンバーであったが、2007年4月の国家公安委員会へのF I U移管に伴い、現在は警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官がメンバーとなっている。

エグモント・グループ加盟F I U（2007年3月31日現在 101カ国・地域）

アルバニア共和国、アンドラ公国、英領アンギラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン共和国、蘭領アルバ、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、バハマ国、バーレーン王国、バルバドス、ベルギー王国、ベリーズ、バミューダ諸島、ボリビア共和国、ブラジル連邦共和国、英領バージン諸島、ブルガリア共和国、カナダ、英領ケイマン諸島、チリ共和国、コロンビア共和国、クック諸島、コスタリカ共和国、クロアチア共和国、キプロス共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドミニカ国、ドミニカ共和国、エジプト・アラブ共和国、エルサルバドル共和国、エストニア共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、グルジア共和国、ドイツ連邦共和国、ジブラルタル、ギリシャ共和国、グレナダ、グアテマラ共和国、英領ガンジー島、香港、ハンガリー共和国、アイスランド共和国、インドネシア共和国、アイルランド共和国、英領マン島、イスラエル国、イタリア共和国、日本、英領ジャージー島、大韓民国、ラトビア共和国、レバノン共和国、リヒテンシュタイン公国、リトアニア共和国、ルクセンブルク大公国、マケドニア、マレーシア、マルタ共和国、マーシャル諸島共和国、モーリシャス共和国、メキシコ合衆国、モナコ公国、オランダ王国、蘭領アンティル諸島、ニュージーランド、ノルウェー王国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、ペルー共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ルーマニア、ロシア連邦、セントクリストファー・ネイビス、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島、セルビア、シンガポール共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン王国、スイス連邦、台湾、タイ王国、トルコ共和国、ウクライナ、アラブ首長国連邦、イギリス、アメリカ合衆国、バヌアツ共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ホンジュラス共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、フィリピン共和国、モンテネグロ、カタール国、サンマリノ共和国

II 活動状況

主な活動内容

総会が年1回（通常6月頃）開催。その他、以下の作業グループがあり、それぞれ年に3回程度、会合を開催した。

- ① 新規加盟申請をしているF I Uの加盟審査、F I U間の情報交換の促進のための調査研究等を担当する法律作業グループ
- ② F I U職員のトレーニング等の実施、F I U間の情報交換のためのウェブサイトの管理等を担当する訓練作業グループ
- ③ 未加盟F I Uのグループへの加盟促進を担当する“アウトリーチ”作業グループ（第6回会合で新たに設置）
- ④ タイポロジー作業（事例研究・分析）等を行うオペレーショナル作業グループ（第11回会合で設置を合意）
- ⑤ F I U間のI Tに関する協力や情報共有を促進するためのI T作業グループ（第12回会合で設置を合意）

近年の総会開催地

回数	年月	開催国名	開催都市
第1回	1995年4月	ベルギー	ブラッセル
第2回	1995年11月	フランス	パリ
第3回	1996年4月	アメリカ	サンフランシスコ
第4回	1996年11月	イタリア	ローマ
第5回	1997年6月	スペイン	マドリード
第6回	1998年6月	アルゼンチン	ブエノスアイレス
第7回	1999年5月	スロバキア	ブラチスラバ
第8回	2000年5月	パナマ	パナマシティ
第9回	2001年5月	オランダ	ハーグ
第10回	2002年6月	モナコ	モンテカルロ
第11回	2003年7月	オーストラリア	シドニー
第12回	2004年6月	英領ガンジー島	
第13回	2005年6月	アメリカ	ワシントンDC
第14回	2006年6月	キプロス	リマソール
第15回	2007年5月	英領バミューダ諸島	ハミルトン